

第1章 総説

1 貯蔵に係る定義

貯蔵とは、容器に充填した高圧ガスを「置く」こと又は、貯槽に高圧ガスを充填して「置く」ことです。

特にある期間貯蔵目的をもって置くことのみを必ずしも意味していません。

一定量以上の高圧ガスを貯蔵する場合には、あらかじめ知事の許可等が必要となります。

(1) 事業区分

ア 第一種貯蔵所（法第16条第1項）

貯蔵容積が次のいずれかである貯蔵所（第一種製造者等が許可を受けたところから従って貯蔵するときを除く。）

- | | |
|------------------|---|
| (ア) 第一種ガス | 3,000m ³ 以上 |
| (イ) 第二種ガス | 1,000m ³ 以上 |
| (ウ) 第一種ガス及び第二種ガス | N m ³ 以上（一般則第103条）
N=1,000+（2/3）M
M：第一種ガスの容積 |

液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m³とみなす。（法第16条第3項）

※算出例 第一種ガス2,400m³、第二種ガス300m³の貯蔵所
貯蔵所の貯蔵容積は、2,400+300=2,700m³であり、上記式により計算される値
N=1,000+2/3×2,400=2,600m³より大きいので、第一種貯蔵所に該当する。

「第一種ガス」（施行令第3条）

ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気

「第二種ガス」（施行令第3条）

第一種ガス以外のガス

イ 第二種貯蔵所（法第17条の2第1項）

貯蔵容積が300m³以上の貯蔵所。（第一種製造者が許可を受けたところから従って貯蔵するときを除く。）

液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m³とみなす。（法第17条の2第2項）

ウ 許可・届出の必要がない例

(ア) 第一種製造者が法第5条第1項の許可を受けたところから従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第2条第4項の供給設備若しくは液化石油ガス法第3条第2項第3号の貯蔵施設において液化石油ガス法第2条第1項の液化石油ガスを貯蔵するときは許可、届出は必要ない。

(イ) 貯蔵容積が0.15m³超300m³未満の場合（貯蔵する高圧ガスが液化ガスの場合は、10kgをもって容積1m³とみなす）には手続を必要としないが、貯蔵に当たっては一般則第18条（液石則第19条）の技術上の基準に従うこと。

(2) 貯蔵設備

貯槽及び配管により高圧ガスの処理設備又は減圧設備等と連結されている容器であって高圧ガスを高圧ガスの状態で貯蔵しているものをいい、原料タンク、中間タンク、製品タンク、容器を配管により連結したもの、貯蔵タンク等を含む。

なお、タンクローリー上の容器及び充填を受けている容器は高圧ガスの貯蔵設備に含まれないが、概ね2時間を超えてタンクローリーが受入れ用貯槽に接続されている場合には、当該ローリー上の容器は貯蔵設備となり、その置かれている場所は「容器置場」でもあることになるので注意すること。

(3) 貯蔵容積の算出

設備（容器）が2個以上ある場合には貯蔵容積は次により合算しますが、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス（不活性ガスに限る。）とそれ以外の高圧ガスの両方を貯蔵している場合には、消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスとそれ以外の高圧ガスとを区分して貯蔵容積を算出し、両者は合算しない。

ア 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガスについては、設備が配管によって接続されている場合のみ合算する。

イ 消火の目的で設置してある消火設備内の高圧ガス以外の高圧ガスについては、次の場合に合算する。

(ア) 設備が配管により接続されている場合

(イ) 設備が配管により接続されないときであって次の場合

○ 容器以外の貯蔵設備と容器以外の貯蔵設備又は容器と容器以外の貯蔵設備との間
が30m以下である場合。

○ 容器と容器の間が22.5m（次の①及び②の場合にあっては、それぞれに示す距離）
以下である場合

① 容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（②において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所（容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。②において同じ。）
11.25m

② それぞれの容器置場の面積が8 m²以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が開放されることを妨げない場所に設置されている場合
6.36m

2 申請書・届出書の提出先

高圧ガスの貯蔵に係る申請書・届出書の提出先は以下のとおり。

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県 防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室

TEL 029-301-2891

FAX 029-301-2887